様式第5号(第17条関係)

じん肺管理区分等通知書

氏名

住所

年　　月　　日都道府県労働局長により、じん肺法（第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する第13条第2項）の規定に基づきじん肺管理区分が決定されたので通知します。

		健康管理上留意すべき事項
じん肺管理区分	管理　1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
	管理　2	粉じんにさらされる程度を少なくすることが必要です。
	管理3イ	粉じんにさらされる程度を少なくすることが必要です。場合によつては、粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理3ロ	粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理　4	療養が必要です。
合併症	(　　)にかかつている。	療養が必要です。

年　　月　　日

事業者　職　氏名　　㊞

備考

1　「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。

2　「合併症」の欄は、合併症にかかつている場合に、(　)の中にその合併症の名称を記入すること。